平成２７年３月亀山市議会定例会　提出議案

条　例　新　旧　対　照　表

頁

議案第１号　亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・１

議案第３号　亀山市情報公開条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

議案第４号　亀山市行政手続条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

議案第５号　亀山市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

議案第６号　亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

議案第７号　亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

議案第８号　亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・３８

議案第９号　亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

議案第１０号　亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

議案第１１号　亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・６３

議案第１２号　亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
議案第１３号　亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
議案第１４号　亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・７０
議案第１５号　亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・７３
議案第１６号　亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
議案第１７号　亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・７５
議案第１８号　亀山市消防団条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例新旧対照表（附則第２項関係）

（亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
（行政サービスの制限の措置及びその対象となる市税等） 第２条　（略） ２　前項の市税等は、市税及び次に掲げる市の歳入とする。 （１）亀山市立保育所利用者負担額の徴収等に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略）	（行政サービスの制限の措置及びその対象となる市税等） 第２条　（略） ２　前項の市税等は、市税及び次に掲げる市の歳入とする。 （１）亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成１７年亀山市規則第５５号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略）

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例新旧対照表（附則第３項関係）

（亀山市産業振興条例の一部改正）

改正後	改正前
（奨励措置対象事業者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している事業者は、奨励措置対象事業者としないことができる。 （１）亀山市立保育所利用者負担額の徴収等に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略） ３　（略）	（奨励措置対象事業者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している事業者は、奨励措置対象事業者としないことができる。 （１）亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成１７年亀山市規則第５５号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略） ３　（略）

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例新旧対照表（附則第４項関係）

（亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後	改正前
（指定の基準） 第１０条　（略） ２　市長は、前項の規定にかかわらず、第８条第１項の指定の申請をした者が市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納しているときは、同項の指定を行わないことができる。 （１）亀山市立保育所利用者負担額の徴収等に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略） ３　（略）	（指定の基準） 第１０条　（略） ２　市長は、前項の規定にかかわらず、第８条第１項の指定の申請をした者が市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納しているときは、同項の指定を行わないことができる。 （１）亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成１７年亀山市規則第５５号）　に規定する保育費用 （２）～（５）　（略） ３　（略）

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例新旧対照表（附則第５項関係）

（亀山市営住宅条例の一部改正）

改正後	改正前
（入居者の資格） 第６条　（略） ２～５　（略） ６　市長は、第１項各号（高齢者等にあっては、第１号及び第３号から第６号まで）に掲げる条件を具備する者であっても、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者については、市営住宅に入居させないことができる。 （１）亀山市立保育所利用者負担額の徴収等に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）に規定する保育費用 （２）～（４）　（略）	（入居者の資格） 第６条　（略） ２～５　（略） ６　市長は、第１項各号（高齢者等にあっては、第１号及び第３号から第６号まで）に掲げる条件を具備する者であっても、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者については、市営住宅に入居させないことができる。 （１）亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成１７年亀山市規則第５５号）に規定する保育費用 （２）～（４）　（略）

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例新旧対照表（附則第６項関係）

（亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正）

改正後	改正前
（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としないことができる。 （１）亀山市立保育所利用者負担額の徴収等に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略）	（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者は、対象者としないことができる。 （１）亀山市保育所入所児童に要する費用に関する規則（平成１７年亀山市規則第５５号）に規定する保育費用 （２）～（５）　（略）

亀山市情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（公文書の公開義務） 第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書（以下「請求公文書」という。）に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該請求公文書を公開しなければならない。 （１）（略） （２）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０	（公文書の公開義務） 第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書（以下「請求公文書」という。）に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該請求公文書を公開しなければならない。 （１）（略） （２）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０

号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 （３）～（６）（略）	号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 （３）～（６）（略）

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○亀山市行政手続条例	○亀山市行政手続条例
目次	目次
第１章～第３章　（略）	第１章～第３章　（略）
第４章　行政指導（第３０条―第３６条）	第４章　行政指導（第３０条―第３６条）
第４章の２　処分等の求め（第３６条の２）	
第５章及び第６章　（略）	第５章及び第６章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）不利益処分　行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人　として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。	（５）不利益処分　行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
ア　（略）	ア　（略）
イ　申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人　としてされる処分	イ　申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
ウ　名宛人　となるべき者の同意の下にすることとされている処分	ウ　名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ　（略）	エ　（略）
（６）～（８）　（略）	（６）～（８）　（略）
（適用除外）	（適用除外）
第３条　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章の２までの規定は、適用しない。	第３条　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章までの規定は、適用しない。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導	（７）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導
（８）公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例において直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導	（８）公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例において直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
（９）～（１１）　（略）	（９）～（１１）　（略）
（国の機関等に対する処分等の適用除外）	（国の機関等に対する処分等の適用除外）
第４条　国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。	第４条　国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。
（不利益処分をしようとする場合の手続）	（不利益処分をしようとする場合の手続）

第１３条　行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人　となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。	第１３条　行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
（１）次のいずれかに該当するとき　聴聞	（１）次のいずれかに該当するとき　聴聞
ア　（略）	ア　（略）
イ　アに規定するもののほか、名宛人　の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。	イ　アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ウ　（略）	ウ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。	２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人　となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。	（５）当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。
（不利益処分の理由の提示）	（不利益処分の理由の提示）
第１４条　行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人　に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。	第１４条　行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

２　行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人　の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。	２　行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
３　（略）	３　（略）
（聴聞の通知の方式）	（聴聞の通知の方式）
第１５条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人　となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第１５条　行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
２　（略）	２　（略）
３　行政庁は、不利益処分の名宛人　となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を亀山市公告式条例（平成１７年亀山市条例第３号）別表に掲げる掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	３　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を亀山市公告式条例（平成１７年亀山市条例第３号）別表に掲げる掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
（続行期日の指定）	（続行期日の指定）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　（略）	２　（略）

３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名宛人　となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条　行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人　となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （１）～（３）　（略） （行政指導の方式） 第３３条　行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。 ２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 （１）当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 （２）前号の条項に規定する要件	３　第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。 （弁明の機会の付与の通知の方式） 第２８条　行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （１）～（３）　（略） （行政指導の方式） 第３３条　行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。	12

（３）当該権限の行使が前号の要件に適合する理由	
３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前２項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	２　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項　に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
４　前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。	３　前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
（１）及び（２）　（略）	（１）及び（２）　（略）
（行政指導の中止等の求め）	（苦情の申出）
第３５条　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。	第３５条　行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。
２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。	２　前項の市の機関は、同項の苦情の申出を誠実に処理しなければならず、当該苦情の申出に理由があると認めるときは、行政指導の是正等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
（１）申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所	
（２）当該行政指導の内容	
（３）当該行政指導がその根拠とする法令の条項	

（４）前号の条項に規定する要件 （５）当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由 （６）その他参考となる事項 ３　当該市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。 （この章の解釈） 第３６条　（略） 第４章の２　処分等の求め 第３６条の２　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律、三重県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 ２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 （１）申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 （２）法令に違反する事実の内容 （３）当該処分又は行政指導の内容	（この章の解釈） 第３６条　（略）	14

（４）当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項 （５）当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 （６）その他参考となる事項 ３　当該行政庁又は市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第２項関係）

（亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
（亀山市行政手続条例の適用除外） 第１８条　この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第２章、第３章及び第４章の２の規定は、適用しない。	（亀山市行政手続条例の適用除外） 第１８条　この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第２章及び第３章　　の規定は、適用しない。

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第３項関係）

（亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
（亀山市行政手続条例の適用除外） 第１５条　この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第２章、第３章及び第４章の２の規定は、適用しない。	（亀山市行政手続条例の適用除外） 第１５条　この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第２章及び第３章　　の規定は、適用しない。

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第４項関係）

（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
（亀山市行政手続条例の適用除外） 第４条　亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第３条又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第２章、第３章及び第４章の２の規定は、適用しない。 ２　亀山市行政手続条例第３条、第４条又は第３３条第４項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第３項及び第３４条の規定は、適用しない。	（亀山市行政手続条例の適用除外） 第４条　亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第３条又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第２章及び第３章の規定は、適用しない。 ２　亀山市行政手続条例第３条、第４条又は第３３条第３項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第２項及び第３４条の規定は、適用しない。

亀山市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第５項関係）

（亀山市国民健康保険税条例の一部改正）

改正後	改正前
（亀山市行政手続条例の適用除外） 第３０条　亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第３条又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第２章、第３章及び第４章の２の規定は、適用しない。 ２　亀山市行政手続条例第３条、第４条又は第３３条第４項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第３項及び第３４条の規定は、適用しない。	（亀山市行政手続条例の適用除外） 第３０条　亀山市行政手続条例（平成１９年亀山市条例第１号）第３条又は第４条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第２章及び第３章の規定は、適用しない。 ２　亀山市行政手続条例第３条、第４条又は第３３条第３項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第２条第１項第７号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第３３条第２項及び第３４条の規定は、適用しない。

亀山市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第６項、第１７２条第３項、第１９１条第２項及び第２００条第６項、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１９条及び第３１条第３項、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２０条第２項並びに消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１１条第２項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局、議会、監査委員及び教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第６項、第１７２条第３項、第１９１条第２項及び第２００条第６項、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１２条第９項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条及び第３１条第３項、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２０条第２項並びに消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１１条第２項の規定に基づき、市長、選挙管理委員会、公平委員会及び農業委員会の事務部局、議会、監査委員及び教育委員会の事務局、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）による改正前の教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１６条第２項の規定に基づき、亀山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１６条第２項の規定に基づき、亀山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるものとする。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（地域手当） 第２６条　（略） ２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、１００分の６（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、１００分の２０を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。 ３　（略） （管理職員特別勤務手当） 第３４条　前条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において、「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　前項に規定する場合のほか、前条第１項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	（地域手当） 第２６条　（略） ２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、１００分の４（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であって市長が特に必要と認めた場合は、１００分の１８を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。 ３　（略） （管理職員特別勤務手当） 第３４条　前条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 ２　管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務１回につき、１万２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

（１）第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、１２，０００円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額） （２）前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において規則で定める額 ４　前３項に定めるもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 １～１０　（略） （５５歳を超える職員の給与の減額） １１　平成３０年３月３１日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 （１）～（５）　（略） １２～１４　（略）	３　前２項に定めるもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 １～１０　（略） （５５歳を超える職員の給与の減額） １１　当分の間　　、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 （１）～（５）　（略） １２～１４　（略）

別表第１、別表第３及び別表第４　　別紙のとおり

（改正後）

別表第１（第４条関係）
行政職給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800

（現行）

[別紙]

別表第１（第４条関係）
行政職給料表（一）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400

28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700
51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500
53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000

28	179, 300	236, 300	274, 900	319, 700	348, 800	378, 700	427, 000
29	180, 800	237, 700	276, 700	321, 700	350, 600	380, 300	428, 600
30	182, 600	239, 200	278, 600	323, 800	352, 500	382, 100	429, 900
31	184, 400	240, 700	280, 500	325, 900	354, 400	383, 900	431, 200
32	186, 100	242, 200	282, 400	328, 000	356, 300	385, 600	432, 500
33	187, 700	243, 600	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700
34	189, 200	245, 100	286, 000	331, 600	360, 000	388, 800	435, 000
35	190, 700	246, 600	287, 900	333, 700	361, 800	390, 400	436, 300
36	192, 200	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437, 500
37	193, 500	249, 500	291, 500	337, 700	365, 000	393, 500	438, 700
38	194, 800	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439, 500
39	196, 100	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300
40	197, 400	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441, 100
41	198, 700	255, 700	298, 700	345, 600	370, 600	398, 200	441, 700
42	200, 000	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400
43	201, 300	258, 500	302, 100	349, 400	372, 600	400, 600	443, 100
44	202, 600	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800
45	203, 800	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600
46	205, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400
47	206, 400	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100
48	207, 700	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900
49	208, 800	266, 600	311, 800	359, 000	378, 200	405, 200	447, 500
50	209, 900	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200
51	211, 000	269, 100	315, 000	361, 000	379, 800	406, 600	449, 000
52	212, 100	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800
53	213, 300	271, 500	318, 300	362, 900	381, 300	408, 000	450, 400
54	214, 300	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200
55	215, 300	274, 000	321, 500	365, 000	382, 700	409, 400	452, 000
56	216, 300	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410, 000	452, 600
57	217, 100	276, 400	324, 600	367, 000	383, 900	410, 600	453, 200
58	218, 100	277, 500	325, 800	367, 700	384, 500	411, 200	454, 000
59	219, 000	278, 600	327, 000	368, 400	385, 200	411, 800	454, 800

60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		

60	220, 000	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600
61	220, 800	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200
62	221, 800	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600	
63	222, 800	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200	
64	223, 800	283, 900	331, 500	371, 600	388, 200	414, 800	
65	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100	
66	225, 500	285, 600	332, 800	372, 600	389, 300	415, 700	
67	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400	
68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900	
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400	
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100	
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800	
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500	
73	231, 600	291, 600	337, 800	376, 700	393, 100	420, 000	
74	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700	
75	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400	
76	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100	
77	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600	
78	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100		
79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800		
80	236, 800	294, 200	341, 300	380, 600	397, 500		
81	237, 500	294, 400	341, 700	381, 100	398, 000		
82	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700		
83	238, 900	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400		
84	239, 600	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100		
85	240, 300	295, 600	343, 600	383, 300	400, 600		
86	241, 000	295, 900	344, 000	383, 900			
87	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500			
88	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100			
89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800			
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400			
91	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000			

92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300				
95		292, 900	340, 800				
96		293, 300	341, 200				
97		293, 500	341, 300				
98		293, 800	341, 800				
99		294, 200	342, 200				
100		294, 600	342, 500				
101		294, 800	342, 800				
102		295, 100	343, 200				
103		295, 500	343, 600				
104		295, 800	344, 000				
105		296, 000	344, 500				
106		296, 300	344, 900				
107		296, 700	345, 300				
108		297, 000	345, 700				
109		297, 200	346, 200				
110		297, 600	346, 600				
111		298, 000	346, 900				
112		298, 300	347, 200				
113		298, 400	347, 700				
114		298, 700					
115		299, 000					
116		299, 400					
117		299, 600					
118		299, 800					
119		300, 100					
120		300, 400					
121		300, 800					
122		301, 000					
123		301, 300					

92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600			
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300			
94		298, 500	347, 100				
95		298, 900	347, 600				
96		299, 300	348, 000				
97		299, 500	348, 100				
98		299, 800	348, 600				
99		300, 200	349, 100				
100		300, 600	349, 400				
101		300, 800	349, 700				
102		301, 100	350, 100				
103		301, 500	350, 500				
104		301, 800	350, 900				
105		302, 000	351, 400				
106		302, 300	351, 800				
107		302, 700	352, 200				
108		303, 000	352, 600				
109		303, 200	353, 100				
110		303, 600	353, 500				
111		304, 000	353, 900				
112		304, 300	354, 200				
113		304, 400	354, 700				
114		304, 700					
115		305, 000					
116		305, 400					
117		305, 600					
118		305, 800					
119		306, 100					
120		306, 400					
121		306, 800					
122		307, 000					
123		307, 300					

	124		301, 600					
	125		301, 900					
再任用職員		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400	312, 800	354, 500

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

別表第３（第４条関係）
医療職給料表（二）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	142, 400	180, 300	215, 500	242, 000	275, 700	323, 700
	2	143, 800	181, 900	217, 100	243, 400	277, 800	325, 700
	3	145, 200	183, 500	218, 700	244, 700	280, 000	327, 900
	4	146, 600	185, 100	220, 300	246, 100	282, 200	330, 100
	5	147, 800	186, 600	221, 700	247, 400	284, 400	332, 100
	6	149, 600	188, 200	223, 300	248, 700	286, 500	334, 300
	7	151, 300	189, 800	224, 800	250, 000	288, 700	336, 400
	8	153, 000	191, 300	226, 400	251, 300	290, 900	338, 600
	9	154, 700	192, 900	227, 900	252, 700	292, 900	340, 600
	10	156, 400	194, 600	229, 400	253, 700	295, 100	342, 700
	11	158, 100	196, 200	230, 800	254, 900	297, 200	344, 900
	12	159, 900	197, 900	232, 200	256, 100	299, 400	347, 000
	13	161, 400	199, 500	234, 000	257, 400	301, 600	348, 700
	14	163, 300	201, 100	235, 400	259, 100	303, 600	350, 700
	15	165, 300	202, 700	236, 700	260, 700	305, 700	352, 600
	16	167, 200	204, 300	238, 100	262, 300	307, 700	354, 600
	17	169, 100	205, 800	239, 400	263, 900	309, 900	356, 600
	18	171, 000	207, 500	240, 700	265, 800	311, 900	358, 600
	19	172, 800	209, 200	242, 000	267, 600	314, 000	360, 600
	20	174, 700	210, 900	243, 300	269, 500	316, 100	362, 600
	21	176, 600	212, 200	244, 700	271, 300	318, 000	364, 400

	124		307, 600					
	125		308, 000					
再任用職員		185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	293, 200	319, 100	361, 600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

別表第３（第４条関係）
医療職給料表（二）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	142, 400	180, 300	215, 500	243, 700	281, 300	330, 200
	2	143, 800	181, 900	217, 100	245, 300	283, 500	332, 300
	3	145, 200	183, 500	218, 700	246, 900	285, 700	334, 500
	4	146, 600	185, 100	220, 300	248, 500	287, 900	336, 700
	5	147, 800	186, 600	221, 900	249, 900	290, 100	338, 800
	6	149, 600	188, 200	223, 600	251, 500	292, 300	341, 000
	7	151, 300	189, 800	225, 300	253, 000	294, 500	343, 200
	8	153, 000	191, 300	227, 000	254, 600	296, 700	345, 400
	9	154, 700	192, 900	228, 600	256, 000	298, 800	347, 400
	10	156, 400	194, 600	230, 400	257, 500	301, 000	349, 600
	11	158, 100	196, 200	232, 100	259, 000	303, 200	351, 800
	12	159, 900	197, 900	233, 800	260, 500	305, 400	354, 000
	13	161, 400	199, 500	235, 600	261, 900	307, 600	355, 700
	14	163, 300	201, 100	237, 200	263, 800	309, 700	357, 700
	15	165, 300	202, 700	238, 800	265, 700	311, 800	359, 700
	16	167, 200	204, 300	240, 400	267, 500	313, 900	361, 700
	17	169, 100	205, 800	241, 800	269, 200	316, 100	363, 700
	18	171, 000	207, 500	243, 400	271, 100	318, 200	365, 800
	19	172, 800	209, 200	244, 900	273, 000	320, 300	367, 800
	20	174, 700	210, 900	246, 500	274, 900	322, 400	369, 900
	21	176, 600	212, 400	248, 000	276, 700	324, 400	371, 700

22	178, 100	213, 700	245, 800	273, 100	320, 000	366, 400
23	179, 600	215, 100	247, 000	275, 000	321, 900	368, 500
24	181, 100	216, 600	248, 200	276, 800	323, 900	370, 600
25	182, 700	218, 000	249, 400	278, 600	325, 900	372, 000
26	184, 200	219, 400	251, 000	280, 500	327, 800	373, 800
27	185, 700	220, 800	252, 500	282, 400	329, 800	375, 600
28	187, 100	222, 100	254, 000	284, 200	331, 800	377, 300
29	188, 700	223, 600	255, 500	286, 200	333, 400	379, 100
30	190, 000	225, 000	257, 300	288, 100	335, 200	380, 600
31	191, 300	226, 600	259, 100	289, 900	336, 900	382, 200
32	192, 600	228, 000	260, 800	291, 800	338, 700	383, 900
33	194, 000	229, 500	262, 300	293, 600	340, 500	385, 200
34	195, 400	230, 900	264, 100	295, 300	342, 300	386, 500
35	196, 800	232, 100	265, 800	297, 100	344, 200	387, 800
36	198, 200	233, 400	267, 600	298, 900	346, 000	389, 000
37	199, 300	234, 900	269, 100	300, 400	347, 800	390, 100
38	200, 600	236, 200	270, 800	302, 100	349, 500	391, 300
39	201, 900	237, 500	272, 500	303, 800	351, 100	392, 400
40	203, 200	238, 900	274, 200	305, 400	352, 800	393, 500
41	204, 400	240, 200	275, 900	307, 200	354, 000	394, 300
42	205, 600	241, 600	277, 500	308, 900	355, 100	395, 100
43	206, 800	242, 900	279, 200	310, 500	356, 300	395, 900
44	208, 000	244, 000	280, 900	312, 200	357, 500	396, 700
45	209, 200	245, 200	282, 500	313, 400	358, 700	397, 100
46	210, 300	246, 700	284, 200	314, 800	359, 500	397, 700
47	211, 400	248, 300	285, 900	316, 300	360, 700	398, 200
48	212, 500	249, 800	287, 500	317, 900	361, 800	398, 600
49	213, 600	251, 400	288, 900	319, 400	362, 800	399, 000
50	214, 600	252, 800	290, 500	320, 700	363, 800	399, 300
51	215, 600	254, 200	292, 000	321, 900	364, 800	399, 600
52	216, 600	255, 600	293, 600	323, 200	365, 800	399, 900
53	217, 400	256, 700	295, 000	324, 300	366, 600	400, 200

22	178, 100	214, 000	249, 500	278, 600	326, 400	373, 800
23	179, 600	215, 600	251, 000	280, 500	328, 400	375, 900
24	181, 100	217, 200	252, 500	282, 400	330, 400	378, 000
25	182, 700	218, 700	253, 900	284, 300	332, 400	379, 500
26	184, 200	220, 300	255, 600	286, 200	334, 400	381, 300
27	185, 700	221, 900	257, 300	288, 100	336, 400	383, 100
28	187, 100	223, 500	259, 000	290, 000	338, 400	384, 900
29	188, 700	225, 100	260, 700	292, 000	340, 100	386, 700
30	190, 000	226, 800	262, 500	293, 900	341, 900	388, 200
31	191, 300	228, 500	264, 300	295, 800	343, 700	389, 900
32	192, 600	230, 200	266, 100	297, 700	345, 500	391, 600
33	194, 000	231, 800	267, 600	299, 500	347, 300	393, 000
34	195, 400	233, 400	269, 400	301, 300	349, 200	394, 300
35	196, 800	234, 900	271, 200	303, 100	351, 100	395, 600
36	198, 200	236, 500	273, 000	304, 900	353, 000	396, 900
37	199, 300	238, 000	274, 600	306, 500	354, 800	398, 000
38	200, 600	239, 600	276, 300	308, 200	356, 500	399, 200
39	201, 900	241, 200	278, 000	309, 900	358, 200	400, 300
40	203, 200	242, 800	279, 700	311, 600	359, 900	401, 500
41	204, 400	244, 200	281, 400	313, 400	361, 100	402, 300
42	205, 600	245, 700	283, 100	315, 100	362, 300	403, 100
43	206, 800	247, 200	284, 800	316, 800	363, 500	403, 900
44	208, 000	248, 700	286, 500	318, 500	364, 700	404, 700
45	209, 200	250, 100	288, 200	319, 700	365, 900	405, 100
46	210, 300	251, 700	289, 900	321, 200	366, 700	405, 800
47	211, 400	253, 300	291, 600	322, 700	367, 900	406, 500
48	212, 500	254, 900	293, 300	324, 300	369, 000	407, 200
49	213, 600	256, 500	294, 700	325, 800	370, 100	407, 900
50	214, 600	257, 900	296, 300	327, 100	371, 100	408, 600
51	215, 600	259, 300	297, 900	328, 400	372, 100	409, 300
52	216, 600	260, 700	299, 500	329, 700	373, 100	409, 900
53	217, 400	261, 900	300, 900	330, 800	373, 900	410, 500

54	218, 400	258, 100	296, 500	325, 300	367, 400	400, 500
55	219, 300	259, 500	297, 900	326, 400	368, 300	400, 800
56	220, 300	260, 900	299, 400	327, 400	369, 200	401, 100
57	221, 100	261, 900	300, 700	327, 900	369, 700	401, 400
58	222, 000	263, 200	301, 900	328, 800	370, 500	401, 700
59	222, 900	264, 500	303, 200	329, 600	371, 300	402, 000
60	223, 800	265, 800	304, 600	330, 500	372, 100	402, 400
61	224, 700	266, 800	305, 900	331, 300	372, 500	402, 600
62	225, 700	268, 000	307, 100	331, 600	373, 200	402, 900
63	226, 700	269, 300	308, 400	332, 200	373, 900	403, 200
64	227, 800	270, 600	309, 600	332, 900	374, 600	403, 500
65	228, 500	271, 600	311, 000	333, 500	375, 000	403, 700
66	229, 400	272, 700	311, 800	334, 200	375, 600	
67	230, 300	273, 800	312, 600	334, 900	376, 300	
68	231, 200	274, 900	313, 400	335, 600	376, 900	
69	231, 900	276, 000	314, 000	336, 300	377, 300	
70	232, 600	277, 000	314, 700	336, 800	377, 800	
71	233, 300	278, 100	315, 400	337, 400	378, 300	
72	234, 000	279, 200	316, 000	338, 000	378, 800	
73	234, 700	280, 100	316, 700	338, 300	379, 400	
74	235, 500	280, 800	316, 900	338, 900	379, 900	
75	236, 300	281, 400	317, 500	339, 400	380, 500	
76	237, 100	282, 200	318, 100	340, 000	381, 100	
77	237, 700	283, 000	318, 700	340, 500	381, 600	
78	238, 300	283, 600	319, 200	341, 000	382, 100	
79	238, 900	284, 200	319, 700	341, 500	382, 600	
80	239, 500	284, 800	320, 200	341, 900	383, 100	
81	239, 900	285, 500	320, 800	342, 200	383, 400	
82	240, 300	286, 000	321, 300	342, 500	383, 900	
83	240, 700	286, 400	321, 700	342, 900	384, 300	
84	241, 100	286, 800	322, 200	343, 200	384, 700	
85	241, 500	287, 000	322, 700	343, 700	385, 100	

54	218, 400	263, 300	302, 400	331, 800	374, 800	411, 100
55	219, 300	264, 700	303, 900	332, 900	375, 700	411, 700
56	220, 300	266, 100	305, 400	334, 000	376, 600	412, 300
57	221, 100	267, 200	306, 700	334, 500	377, 200	412, 800
58	222, 000	268, 500	308, 000	335, 400	378, 000	413, 500
59	222, 900	269, 800	309, 300	336, 200	378, 800	414, 100
60	223, 800	271, 100	310, 700	337, 100	379, 600	414, 800
61	224, 700	272, 200	312, 000	337, 900	380, 000	415, 100
62	225, 700	273, 400	313, 300	338, 200	380, 700	415, 600
63	226, 700	274, 700	314, 600	338, 900	381, 400	416, 300
64	227, 800	276, 000	315, 900	339, 600	382, 100	417, 000
65	228, 500	277, 100	317, 300	340, 200	382, 600	417, 300
66	229, 400	278, 200	318, 100	340, 900	383, 200	
67	230, 300	279, 300	318, 900	341, 600	383, 900	
68	231, 200	280, 400	319, 700	342, 300	384, 500	
69	231, 900	281, 500	320, 300	343, 000	385, 000	
70	232, 600	282, 600	321, 000	343, 600	385, 500	
71	233, 300	283, 700	321, 700	344, 200	386, 000	
72	234, 000	284, 800	322, 300	344, 800	386, 500	
73	234, 700	285, 700	323, 100	345, 100	387, 100	
74	235, 500	286, 400	323, 300	345, 700	387, 600	
75	236, 300	287, 100	323, 900	346, 200	388, 200	
76	237, 100	287, 900	324, 500	346, 800	388, 800	
77	237, 700	288, 700	325, 100	347, 300	389, 300	
78	238, 300	289, 300	325, 600	347, 800	389, 800	
79	238, 900	289, 900	326, 100	348, 300	390, 400	
80	239, 500	290, 500	326, 600	348, 800	391, 000	
81	239, 900	291, 200	327, 200	349, 100	391, 500	
82	240, 300	291, 700	327, 700	349, 400	392, 100	
83	240, 700	292, 200	328, 200	349, 800	392, 700	
84	241, 100	292, 600	328, 700	350, 100	393, 300	
85	241, 500	292, 800	329, 200	350, 600	394, 000	

	86		287, 200	323, 100	344, 000		
	87		287, 400	323, 300	344, 300		
	88		287, 600	323, 700	344, 600		
	89		288, 000	324, 100	345, 000		
	90		288, 200	324, 500	345, 300		
	91		288, 400	324, 900	345, 700		
	92		288, 600	325, 300	346, 000		
	93		289, 000	325, 600	346, 400		
	94		289, 200	325, 800	346, 700		
	95		289, 400	326, 200	347, 000		
	96		289, 700	326, 500	347, 300		
	97		290, 100	326, 700	347, 600		
	98		290, 400	327, 000	348, 000		
	99		290, 600	327, 300	348, 400		
	100		290, 900	327, 600	348, 800		
	101		291, 200	327, 800	349, 300		
	102		291, 400	328, 100	349, 700		
	103		291, 600	328, 500	350, 100		
	104		291, 900	328, 700	350, 500		
	105		292, 200	328, 800	351, 000		
	106			329, 100			
	107			329, 500			
	108			329, 700			
	109			329, 900			
	110			330, 300			
	111			330, 700			
	112			331, 100			
	113			331, 300			
再任用職員		186, 800	213, 000	241, 200	254, 600	279, 800	320, 500

備考　この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

	86		293, 000	329, 600	350, 900		
	87		293, 200	329, 800	351, 200		
	88		293, 400	330, 200	351, 500		
	89		293, 800	330, 600	351, 900		
	90		294, 000	331, 000	352, 200		
	91		294, 200	331, 400	352, 600		
	92		294, 400	331, 800	352, 900		
	93		294, 800	332, 200	353, 300		
	94		295, 000	332, 400	353, 600		
	95		295, 200	332, 800	354, 000		
	96		295, 500	333, 100	354, 300		
	97		295, 900	333, 300	354, 600		
	98		296, 200	333, 600	355, 000		
	99		296, 500	333, 900	355, 400		
	100		296, 800	334, 200	355, 800		
	101		297, 100	334, 400	356, 300		
	102		297, 300	334, 700	356, 700		
	103		297, 600	335, 100	357, 100		
	104		297, 900	335, 300	357, 500		
	105		298, 200	335, 400	358, 000		
	106			335, 700			
	107			336, 100			
	108			336, 300			
	109			336, 500			
	110			336, 900			
	111			337, 300			
	112			337, 700			
	113			337, 900			
再任用職員		186, 800	213, 500	245, 700	259, 300	285, 500	327, 000

備考　この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

別表第４（第４条関係）
医療職給料表（三）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500

別表第４（第４条関係）
医療職給料表（三）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100

28	202, 700	229, 400	264, 600	290, 900	328, 600	381, 400
29	203, 900	231, 000	266, 000	292, 500	330, 000	383, 200
30	205, 100	232, 400	267, 600	294, 200	331, 500	384, 900
31	206, 400	233, 700	269, 200	295, 800	332, 900	386, 800
32	207, 600	234, 900	270, 700	297, 500	334, 400	388, 600
33	208, 900	236, 300	272, 300	299, 000	336, 100	390, 300
34	210, 200	237, 400	273, 800	300, 500	337, 600	392, 000
35	211, 500	238, 400	275, 200	302, 100	339, 200	393, 800
36	212, 800	239, 600	276, 600	303, 700	340, 700	395, 500
37	214, 200	240, 800	278, 200	305, 200	342, 400	397, 100
38	215, 600	241, 900	279, 600	306, 700	344, 000	398, 800
39	217, 000	242, 900	281, 100	308, 300	345, 500	400, 600
40	218, 400	244, 000	282, 500	309, 900	347, 100	402, 400
41	219, 500	244, 900	284, 100	311, 500	348, 300	403, 900
42	220, 900	245, 900	285, 700	312, 900	349, 800	405, 400
43	222, 300	246, 900	287, 200	314, 300	351, 300	406, 900
44	223, 700	247, 900	288, 800	315, 800	352, 700	408, 200
45	224, 900	248, 900	290, 200	316, 900	354, 300	409, 300
46	226, 300	249, 900	291, 600	318, 300	355, 300	410, 400
47	227, 600	251, 000	293, 100	319, 700	356, 800	411, 500
48	228, 900	252, 100	294, 600	321, 200	358, 100	412, 700
49	230, 000	253, 100	295, 900	322, 400	359, 500	414, 000
50	231, 100	254, 500	297, 200	323, 800	360, 900	415, 100
51	232, 300	255, 700	298, 600	325, 100	362, 200	416, 300
52	233, 400	257, 000	300, 000	326, 400	363, 600	417, 400
53	234, 600	258, 300	301, 500	327, 800	365, 100	418, 600
54	235, 700	259, 900	302, 800	329, 200	366, 300	419, 600
55	236, 800	261, 400	304, 200	330, 600	367, 400	420, 700
56	237, 800	262, 900	305, 600	331, 900	368, 600	421, 800
57	238, 900	264, 500	306, 700	332, 800	369, 700	422, 900
58	240, 000	266, 100	307, 900	334, 100	370, 600	423, 400
59	240, 900	267, 600	309, 200	335, 300	371, 600	424, 000

28	202, 700	229, 400	269, 800	296, 800	335, 200	389, 000
29	203, 900	231, 200	271, 400	298, 400	336, 600	390, 900
30	205, 100	232, 700	273, 000	300, 100	338, 100	392, 700
31	206, 400	234, 200	274, 600	301, 800	339, 600	394, 600
32	207, 600	235, 600	276, 200	303, 500	341, 100	396, 500
33	208, 900	237, 000	277, 800	305, 000	342, 800	398, 200
34	210, 200	238, 400	279, 300	306, 600	344, 400	399, 900
35	211, 500	239, 800	280, 800	308, 200	346, 000	401, 700
36	212, 800	241, 200	282, 200	309, 800	347, 600	403, 500
37	214, 200	242, 500	283, 800	311, 300	349, 300	405, 100
38	215, 600	243, 800	285, 200	312, 900	350, 900	406, 900
39	217, 000	245, 100	286, 700	314, 500	352, 500	408, 700
40	218, 400	246, 400	288, 200	316, 100	354, 100	410, 500
41	219, 500	247, 400	289, 800	317, 700	355, 300	412, 000
42	220, 900	248, 700	291, 400	319, 200	356, 800	413, 700
43	222, 300	249, 900	293, 000	320, 600	358, 300	415, 400
44	223, 700	251, 200	294, 600	322, 100	359, 800	417, 000
45	225, 100	252, 300	296, 000	323, 300	361, 400	418, 400
46	226, 600	253, 700	297, 500	324, 700	362, 500	420, 000
47	228, 100	255, 100	299, 000	326, 100	364, 000	421, 500
48	229, 500	256, 500	300, 500	327, 600	365, 300	423, 000
49	230, 700	257, 700	301, 800	328, 900	366, 700	424, 600
50	232, 100	259, 200	303, 200	330, 300	368, 100	426, 100
51	233, 500	260, 600	304, 600	331, 600	369, 500	427, 600
52	234, 900	262, 000	306, 000	333, 000	370, 900	429, 100
53	236, 200	263, 500	307, 500	334, 400	372, 400	430, 500
54	237, 500	265, 100	308, 900	335, 800	373, 600	432, 000
55	238, 800	266, 700	310, 300	337, 200	374, 800	433, 400
56	240, 100	268, 200	311, 700	338, 600	376, 000	434, 800
57	241, 300	269, 800	312, 800	339, 500	377, 100	435, 900
58	242, 600	271, 400	314, 100	340, 800	378, 100	436, 800
59	243, 800	273, 000	315, 400	342, 000	379, 100	437, 700

60	241, 900	269, 200	310, 600	336, 600	372, 600	424, 400
61	243, 000	270, 600	311, 700	337, 700	373, 200	425, 000
62	244, 000	272, 100	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500
63	245, 000	273, 600	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900
64	246, 100	275, 000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400
65	247, 000	276, 600	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000
66	248, 200	278, 100	318, 100	343, 400	377, 000	427, 400
67	249, 400	279, 600	319, 400	344, 600	377, 800	427, 700
68	250, 400	281, 100	320, 700	345, 700	378, 500	428, 000
69	251, 300	282, 300	321, 400	346, 700	379, 100	428, 400
70	252, 500	283, 800	322, 500	347, 700	379, 700	
71	253, 800	285, 300	323, 600	348, 800	380, 400	
72	255, 000	286, 700	324, 500	349, 900	381, 000	
73	256, 400	287, 900	325, 800	350, 700	381, 700	
74	257, 700	289, 300	326, 500	351, 800	382, 200	
75	259, 000	290, 700	327, 600	352, 900	382, 800	
76	260, 300	292, 000	328, 800	354, 000	383, 300	
77	261, 300	293, 500	329, 900	354, 700	383, 700	
78	262, 400	294, 800	331, 100	355, 500	384, 300	
79	263, 700	296, 000	332, 200	356, 300	384, 800	
80	265, 000	297, 300	333, 400	357, 000	385, 100	
81	266, 100	298, 100	334, 500	357, 600	385, 400	
82	267, 100	299, 300	335, 600	358, 100	385, 900	
83	268, 200	300, 500	336, 600	358, 700	386, 300	
84	269, 300	301, 700	337, 700	359, 200	386, 600	
85	270, 200	302, 800	338, 600	359, 800	386, 900	
86	271, 100	304, 000	339, 600	360, 300	387, 400	
87	272, 200	305, 200	340, 500	360, 900	387, 900	
88	273, 300	306, 300	341, 500	361, 400	388, 300	
89	274, 300	307, 600	342, 500	361, 800	388, 600	
90	275, 200	308, 800	343, 300	362, 200	389, 000	
91	276, 200	310, 000	344, 100	362, 800	389, 500	

60	245, 100	274, 600	316, 800	343, 300	380, 100	438, 400
61	246, 200	276, 100	318, 000	344, 500	380, 700	439, 300
62	247, 500	277, 600	319, 300	345, 400	381, 500	440, 200
63	248, 800	279, 100	320, 600	346, 700	382, 300	441, 100
64	250, 100	280, 600	321, 900	348, 000	383, 100	442, 000
65	251, 100	282, 200	323, 200	349, 100	383, 900	442, 900
66	252, 400	283, 700	324, 500	350, 300	384, 600	443, 700
67	253, 800	285, 200	325, 800	351, 500	385, 400	444, 500
68	255, 200	286, 700	327, 100	352, 600	386, 100	445, 300
69	256, 300	288, 000	327, 900	353, 600	386, 800	446, 100
70	257, 600	289, 500	329, 000	354, 700	387, 400	
71	258, 900	291, 000	330, 100	355, 800	388, 100	
72	260, 200	292, 500	331, 000	356, 900	388, 700	
73	261, 600	293, 700	332, 300	357, 800	389, 400	
74	262, 900	295, 100	333, 000	358, 900	389, 900	
75	264, 200	296, 500	334, 200	360, 000	390, 500	
76	265, 500	297, 900	335, 400	361, 100	391, 000	
77	266, 500	299, 400	336, 500	361, 800	391, 400	
78	267, 700	300, 700	337, 700	362, 600	392, 000	
79	269, 000	302, 000	338, 900	363, 400	392, 600	
80	270, 300	303, 300	340, 100	364, 200	393, 000	
81	271, 400	304, 100	341, 200	364, 800	393, 500	
82	272, 500	305, 300	342, 300	365, 300	394, 100	
83	273, 600	306, 500	343, 400	365, 900	394, 700	
84	274, 700	307, 800	344, 500	366, 400	395, 300	
85	275, 600	308, 900	345, 400	367, 000	395, 800	
86	276, 600	310, 100	346, 400	367, 500	396, 400	
87	277, 700	311, 300	347, 300	368, 100	397, 000	
88	278, 800	312, 500	348, 300	368, 600	397, 600	
89	279, 800	313, 800	349, 400	369, 000	398, 000	
90	280, 800	315, 000	350, 200	369, 500	398, 500	
91	281, 800	316, 200	351, 000	370, 100	399, 100	

92	277, 200	311, 200	344, 900	363, 300	389, 900	
93	278, 200	312, 000	345, 500	363, 600	390, 300	
94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100		
95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500		
96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800		
97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400		
98	282, 800	315, 000	348, 200	365, 900		
99	283, 500	315, 600	348, 700	366, 400		
100	284, 400	316, 300	349, 100	366, 900		
101	285, 200	316, 700	349, 600	367, 500		
102	286, 000	317, 300	350, 000	368, 000		
103	286, 800	317, 900	350, 500	368, 500		
104	287, 600	318, 500	350, 900	368, 900		
105	288, 300	318, 900	351, 200	369, 500		
106	288, 800	319, 400	351, 700	370, 000		
107	289, 300	319, 900	352, 100	370, 500		
108	289, 800	320, 400	352, 400	371, 000		
109	290, 000	320, 800	352, 900	371, 600		
110	290, 300	321, 200	353, 400	372, 000		
111	290, 500	321, 500	353, 900	372, 500		
112	290, 900	321, 800	354, 400	373, 000		
113	291, 200	322, 200	354, 900	373, 600		
114	291, 400	322, 600	355, 400			
115	291, 800	323, 000	355, 900			
116	292, 100	323, 300	356, 300			
117	292, 400	323, 500	356, 700			
118	292, 700	323, 800	357, 100			
119	293, 000	324, 200	357, 600			
120	293, 400	324, 400	358, 100			
121	293, 700	324, 600	358, 500			
122	294, 100	324, 900	359, 000			
123	294, 400	325, 200	359, 500			

92	282, 800	317, 400	351, 800	370, 600	399, 700	
93	283, 800	318, 300	352, 500	370, 900	400, 200	
94	284, 800	319, 000	353, 100	371, 400		
95	285, 800	319, 700	353, 800	371, 900		
96	286, 800	320, 300	354, 400	372, 200		
97	287, 700	321, 000	354, 800	372, 800		
98	288, 500	321, 300	355, 200	373, 300		
99	289, 300	322, 000	355, 700	373, 800		
100	290, 200	322, 700	356, 100	374, 300		
101	291, 000	323, 100	356, 600	374, 900		
102	291, 800	323, 700	357, 000	375, 400		
103	292, 600	324, 300	357, 500	375, 900		
104	293, 400	324, 900	357, 900	376, 300		
105	294, 100	325, 300	358, 200	376, 900		
106	294, 600	325, 800	358, 700	377, 400		
107	295, 100	326, 300	359, 200	377, 900		
108	295, 600	326, 800	359, 500	378, 400		
109	295, 800	327, 200	360, 000	379, 000		
110	296, 200	327, 600	360, 500	379, 500		
111	296, 400	327, 900	361, 000	380, 000		
112	296, 800	328, 300	361, 500	380, 500		
113	297, 100	328, 700	362, 000	381, 100		
114	297, 300	329, 100	362, 500			
115	297, 700	329, 500	363, 000			
116	298, 000	329, 800	363, 400			
117	298, 300	330, 000	363, 800			
118	298, 600	330, 300	364, 300			
119	298, 900	330, 700	364, 800			
120	299, 300	330, 900	365, 300			
121	299, 600	331, 100	365, 700			
122	300, 000	331, 400	366, 200			
123	300, 400	331, 700	366, 700			

124	294, 800	325, 500	360, 000			
125	295, 000	325, 700	360, 300			
126	295, 200	326, 000				
127	295, 500	326, 400				
128	295, 900	326, 600				
129	296, 100	326, 700				
130	296, 400	327, 000				
131	296, 800	327, 400				
132	297, 200	327, 600				
133	297, 400	327, 900				
134	297, 700	328, 300				
135	298, 100	328, 700				
136	298, 400	329, 100				
137	298, 600	329, 400				
138	298, 900	329, 800				
139	299, 300	330, 200				
140	299, 600	330, 600				
141	299, 800	330, 900				
142	300, 200	331, 300				
143	300, 600	331, 600				
144	300, 900	332, 000				
145	301, 000	332, 300				
146	301, 300	332, 700				
147	301, 600	333, 100				
148	302, 000	333, 500				
149	302, 200	333, 800				
150	302, 400	334, 200				
151	302, 700	334, 600				
152	303, 000	335, 000				
153	303, 400	335, 300				
154	303, 600					
155	303, 800					

124	300, 800	332, 000	367, 200			
125	301, 000	332, 200	367, 600			
126	301, 200	332, 500				
127	301, 600	332, 900				
128	302, 000	333, 100				
129	302, 200	333, 200				
130	302, 500	333, 600				
131	302, 900	334, 000				
132	303, 300	334, 200				
133	303, 500	334, 500				
134	303, 800	334, 900				
135	304, 200	335, 300				
136	304, 500	335, 700				
137	304, 700	336, 000				
138	305, 000	336, 400				
139	305, 400	336, 800				
140	305, 700	337, 200				
141	305, 900	337, 500				
142	306, 300	337, 900				
143	306, 700	338, 300				
144	307, 000	338, 700				
145	307, 100	339, 000				
146	307, 400	339, 400				
147	307, 700	339, 800				
148	308, 100	340, 200				
149	308, 300	340, 500				
150	308, 500	340, 900				
151	308, 800	341, 300				
152	309, 100	341, 700				
153	309, 500	342, 000				
154	309, 700					
155	309, 900					

	156	304, 100					
	157	304, 400					
	158	304, 700					
	159	305, 000					
	160	305, 300					
	161	305, 700					
	162	306, 000					
	163	306, 300					
	164	306, 600					
	165	307, 000					
	166	307, 300					
	167	307, 600					
	168	307, 900					
	169	308, 300					
再任用職員		232, 700	253, 100	260, 300	270, 500	286, 800	323, 900

備考　この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

	156	310, 200					
	157	310, 600					
	158	310, 900					
	159	311, 200					
	160	311, 500					
	161	311, 900					
	162	312, 200					
	163	312, 500					
	164	312, 800					
	165	313, 200					
	166	313, 500					
	167	313, 800					
	168	314, 100					
	169	314, 500					
再任用職員		233, 200	257, 800	265, 100	275, 500	292, 600	330, 400

備考　この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（退職手当の調整額） 第９条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第６条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、地方公務員法第２９条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 （１）第１号区分　５４，１５０円 （２）第２号区分　４３，３５０円 （３）第３号区分　３２，５００円 （４）第４号区分　２７，１００円	（退職手当の調整額） 第９条の４　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第６条の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第２７条及び第２８条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、地方公務員法第２９条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第６０順位までの調整月額（当該各月の月数が６０月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 （１）第１号区分　４１，７００円 （２）第２号区分　３３，３５０円 （３）第３号区分　２５，０００円 （４）第４号区分　２０，８５０円

（５）第５号区分　２１，７００円	（５）第５号区分　１６，７００円
（６）第６号区分　０	（６）第６号区分　０
２及び３　（略）	２及び３　（略）
４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。	４　次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第１項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
	（１）退職した者のうち自己都合退職者（第４条第２項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が５年以上２４年以下のもの　第１項第１号から第４号まで又は第６号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第５号に掲げる職員の区分にあっては０として、同項の規定を適用して計算した額
（１）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額	（２）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が１年以上４年以下のもの　前号　の規定により計算した額の２分の１に相当する額
（２）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が０のもの　０	（３）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が０のもの　０
（３）自己都合退職者でその勤続期間が１０年以上２４年以下のもの　第１項の規定により計算した額の２分の１に相当する額	（４）自己都合退職者でその勤続期間が１０年以上２４年以下のもの　第１号の規定により計算した額の２分の１に相当する額
（４）自己都合退職者でその勤続期間が９年以下のもの　０	（５）自己都合退職者でその勤続期間が９年以下のもの　０
５　（略）	５　（略）

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）

改正後

別表第１（第２条、第５条関係）

証明等関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第１９条第３項の規定に基づく登録票の交付	登録票の交付手数料	３，４００円
２　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第１９条第５項の規定に基づく登録票の有効期間の更新	登録票の有効期間の更新手数料	３，４００円
３　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第１９条第６項の規定に基づく登録票の再交付	登録票の再交付手数料	３，４００円

別表第３（第２条関係）

１　建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　（略）	（略）	２の表に定める金額

改正前

別表第１（第２条、第５条関係）

証明等関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第１９条第３項の規定に基づく登録票の交付	登録票の交付手数料	３，４００円
２　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第１９条第５項の規定に基づく登録票の有効期間の更新	登録票の有効期間の更新手数料	３，４００円
３　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第１９条第６項の規定に基づく登録票の再交付	登録票の再交付手数料	３，４００円

別表第３（第２条関係）

１　建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　（略）	（略）	２の表に定める金額（申請に係る建築物が法第６条第５項の構造計算適合

2　法第７条第１項の規定に基づく検査の申請又は法第１８条第１４項の規定に基づく通知（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）に対する審査	（略）	３の表に定める金額
3　法第８５条第５項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	（略）	（略）

		性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、３の表に定める金額を加算した金額）
2　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第４項の規定により同条第１項の認定申請に併せて提出する法第６条第１項の規定に基づく確認の申請に対する審査	バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	申請に係る建築物が法第６条第５項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
3　法第７条第１項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第１８条第１４項の規定に基づく通知（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）に対する審査	（略）	４の表に定める金額
4　法第８５条第５項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	（略）	（略）

4　法第８６条第１項の規定に基づく１又は２以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（略）	（略）	5　法第８６条第１項の規定に基づく１又は２以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（略）	（略）
5　法第８６条第２項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（略）	（略）	6　法第８６条第２項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	（略）	（略）
6　法第８６条の２第１項の規定に基づく１敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	（略）	（略）	7　法第８６条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	（略）	（略）
7　法第８６条の５第１項の規定に基づく１の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	（略）	（略）	8　法第８６条の５第１項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	（略）	（略）
8　法第８６条の６第２項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	（略）	（略）	9　法第８６条の６第２項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	（略）	（略）
9　法第８６条の８第１項の規定に基づく既存の１の建築物について	（略）	（略）	１０　法第８６条の８第１項の規定に基づく既存の一の建築物につい	（略）	（略）

２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		
１０　法第８６条の８第３項の規定に基づく既存の１の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	（略）	（略）

２　確認申請又は計画通知の手数料

（１）建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下別表第３において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	金額
（略）	（略）

（２）～（５）　（略）

て２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		
１１　法第８６条の８第３項の規定に基づく既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	（略）	（略）

２　確認申請又は計画通知の手数料

（１）建築物を建築する場合

床面積の合計	金額
（略）	（略）

（２）～（５）　（略）

３　構造計算適合性判定手数料

区分	建築物ごとに加算する金額
法第２０条第２号イ又は第３号イの構造計算が同条第２号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合	１５７，０００円
法第２０条第２号イ又は第３号イの構造計算が同条第	１０８，０００円

３　完了検査申請又は完了通知の手数料
（１）　建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
（略）	（略）

（２）～（３）　（略）

別表第４（第２条関係）
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項及び第２項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。

２号イ又は第３号イに規定するプログラムで適正に行われたものであるかを判定する場合	
備考　一の建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。	

４　完了検査申請又は完了通知の手数料
（１）　建築物を建築した場合（移転＿＿＿を除く。）

床面積の合計	金額
（略）	（略）

（２）～（３）　（略）

別表第４（第２条関係）
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項及び第２項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 （１）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合　別表第３の１の表１の項に定め

２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第３項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。

		る金額 （２）前号の申出に係る建築物が建築基準法第６条第５項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合　建築物ごとに別表第３の３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第３項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 （１）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合　別表第３の１の表１の項に定める金額 （２）前号の申出に係る建築物が建築基準法第６条第５項の構造計算適合

３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する建築基準法第６条第１項の規定に基づく確認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合には、別表第３の１の表１の項に定める金額
４　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定	４の表に定める金額

		性判定を求めなければならないものである場合　建築物ごとに別表第３の３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する建築基準法第６条第１項の規定に基づく確認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合には、別表第３の１の表１の項に定める金額。ただし、申出に係る建築物が建築基準法第６条第５項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合は、建築物ごとに別表第３の３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を加算する。
４　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定	４の表に定める金額

条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	時）認定申請手数料	

２　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額		
	（１）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１	（２）（１）以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたもので	（３）左欄（１）及び（２）のいずれにも該当しない場合

条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	時）認定申請手数料	

２　長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第４号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第４号までに掲げる基準に適合していると認められたものでない場合

		項第１号から第４号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	ある場合	
一戸建ての住宅		６，７００円	１７，２００円	５０，６００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	１２，７００円	２３，８００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	１０，２００円	１９，０００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	７，７００円	１５，０００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	６，６００円	１３，５００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	５，０００円	１１，６００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以	９００円	４，６００円	１０，７００円

一戸建ての住宅		６，７００円	５０，６００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	２３，８００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	１９，０００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	１５，０００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	１３，５００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	１１，６００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以	９００円	１０，７００円

	下のもの			
	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	４，２００円	１０，２００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	３，８００円	９，４００円

３　長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額		
	（１）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第３号まで及び	（２）（１）以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたもので	（３）左欄（１）及び（２）のいずれにも該当しない場合

	下のもの		
	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	１０，２００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	９，４００円

３　長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合

		第５号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	ある場合	
一戸建ての住宅		６，７００円	１０，５００円	４３，８００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	１０，５００円	２１，６００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	８，５００円	１７，４００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	６，３００円	１３，７００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	５，７００円	１２，６００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	４，５００円	１１，０００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	９００円	４，１００円	１０，２００円

一戸建ての住宅		６，７００円	４３，８００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	２１，６００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	１７，４００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	１３，７００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	１２，６００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	１１，０００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	９００円	１０，２００円

	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	３，７００円	９，７００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	３，３００円	８，９００円

別表第５（第２条関係）

１　都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。

	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	９，７００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	８，９００円

別表第５（第２条関係）

１　都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 （１）都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出がある場合　別表第３の１の表１の項に定める金額 （２）前号の申出に係る建築物が建築基準法第６条第５項の構造計算適合性判定を求めなければな

					らないものである場合　建築物ごとに別表第３の３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
２　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。	２　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 （１）都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定による申出がある場合　別表第３の１の表１の項に定める金額 （２）前号の申出に係る建築物が建築基準法第６条第５項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合　建築物ごとに別表第３の３の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相

					当する額を加算した金額
２及び３　（略）			２及び３　（略）		

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
別表第４（第２条関係） １　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料	別表第４（第２条関係） １　長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項及び第２項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第３項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく	ア　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	４の１の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第１項及び第２項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	２の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
２　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第３項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	３の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
３　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づく	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出が

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		法律第６条第２項の規定による申出がある場合には、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
	イ　長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料	４の２の表に定める金額。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出がある場合には、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
４　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料	４の３の表に定める金額
５　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数	５の表に定める金額

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する建築基準法第６条第１項の規定に基づく確認の申請に対する審査	確認申請手数料	ある場合には、別表第３の１の表１の項に定める金額
４　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第９条第１項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料	４の表　　に定める金額

０条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	料	

２及び３　（略）

４の１　長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額		
	（１）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から	（２）（１）以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書の交付	（３）左欄（１）及び（２）のいずれにも該当しない場合

２及び３　（略）

		第４号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	を受けたものである場合	
一戸建ての住宅		６，７００円	１２，０００円	２８，６００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	７，７００円	１３，２００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	６，３００円	１０，７００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	４，５００円	８，２００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	３，９００円	７，４００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	３，０００円	６，３００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	９００円	２，７００円	５，８００円

	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	２，４００円	５，４００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	２，２００円	５，０００円

４の２　長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額		
	（１）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号から第３号まで及び	（２）（１）以外であって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたもので	（３）左欄（１）及び（２）のいずれにも該当しない場合

		第５号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	ある場合	
一戸建ての住宅		６，７００円	８，６００円	２５，３００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円	６，６００円	１２，１００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円	５，４００円	９，９００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円	３，８００円	７，５００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円	３，４００円	６，９００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円	２，８００円	６，０００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	９００円	２，５００円	５，５００円

	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円	２，２００円	５，２００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円	１，９００円	４，７００円

４の３　長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項の規定により準用する同法第６条第１項第４号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項の規定により準用する同法第６条第１項第４号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合
（略）	（略）	（略）

４　長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

区分	１戸当たりの手数料の金額	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項の規定により準用する同法第６条第１項第４号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項の規定により準用する同法第６条第１項第４号に掲げる基準に適合していると認められたものでない場合
（略）	（略）	（略）

５　認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料

区分		１戸当たりの手数料の金額
一戸建ての住宅		６，７００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，７００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	２，４００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，３００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	１，２００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	１，１００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	９００円
	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	７００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	６００円

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項　　の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （１）及び（２）　（略）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２４条の２第１項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （１）及び（２）　（略）

亀山市保育所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第３項の規定に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を保育するため、保育所を設置する。	（設置） 第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第３項の規定に基づき、保育に欠ける　　乳児及び幼児を保育するため、保育所を設置する。

亀山市待機児童館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第１条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第７項　　の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する教育・保育施設（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園を除く。）及び同条第５項に規定する地域型保育の利用（以下「保育所等の利用」という。）　　を待機している児童に対し一時的な保護としての保育を行うこと等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、亀山市待機児童館（以下「児童館」という。）を設置する。 （事業） 第３条　児童館で行う事業は、次のとおりとする。 （１）保育を必要とする状態であるにもかかわらず、保育所への入所を待機している児童に対し、一時的な保護としての保育を行うこと。 （２）　（略） （対象児童） 第４条　児童館に入所することができる児童は、入所しようとする日の属する年度の前年度の３月３１日において３歳に達していない児童のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。	（設置） 第１条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条第１項ただし書の規定に基づき、保育所への入所　　を待機している児童に対し一時的な保護としての保育を行うこと等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、亀山市待機児童館（以下「児童館」という。）を設置する。 （事業） 第３条　児童館で行う事業は、次のとおりとする。 （１）保育に欠ける　　状態であるにもかかわらず、保育所への入所を待機している児童に対し、一時的な保護としての保育を行うこと。 （２）　（略） （対象児童） 第４条　児童館に入所することができる児童は、入所しようとする日の属する年度の前年度の３月３１日において３歳に達していない児童のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由に該当する児童	（１）保護者のいずれもが亀山市保育の実施に関する条例（平成１７年亀山市条例第８６号）第２条に規定する保育の実施基準に該当する児童
（２）２以上の保育所等の利用の申込みをし、かつ、保育所等の利用を待機している児童	（２）２以上の保育所に入所の申込みをし、かつ、保育所への入所を待機している児童
２　（略）	２　（略）
（保育時間）	（保育時間）
第６条　児童館における保育時間は、前条の開館時間内で原則として１日につき１１時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。	第６条　児童館における保育時間は、前条の開館時間内で原則として１日につき８時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。
（保育料）	（保育料）
第１０条　第８条第１項の承諾を受けた保護者は、亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成２７年亀山市条例第　　号）の規定に基づき市が徴収する利用者負担額と同額の保育料を、児童を入所させようとする月の前月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。	第１０条　第８条第１項の承諾を受けた保護者は、児童福祉法第５６条第３項の規定に基づき市が徴収する保育費用と同額の保育料を、児童を入所させようとする月の前月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。
２　（略）	２　（略）

亀山市学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
亀山市放課後児童クラブ条例	亀山市学童保育所　　条例
（設置）	（設置）
第１条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、亀山市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）を設置する。	第１条　市は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、亀山市学童保育所　　（以下「学童保育所　　」という。）を設置する。
（名称、位置及び定員）	（名称、位置及び定員）
第２条　放課後児童クラブの名称及び位置　　は、別表第１のとおりとする。	第２条　学童保育所　　の名称、位置及び定員は、別表第１のとおりとする。
２　放課後児童クラブの定員は、おおむね４０人とする。	
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第３条　放課後児童クラブの管理は、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年亀山市条例第１８５号）第４条の規定に基づき指定されたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	第３条　学童保育所　　の管理は、亀山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年亀山市条例第１８５号）第４条の規定に基づき指定されたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
（指定管理者が行う業務）	（指定管理者が行う業務）
第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　（略）	（１）　（略）

（２）放課後児童クラブの利用の許可に関する業務

（３）放課後児童クラブの維持管理に関する業務

（４）　（略）

（開所時間）

第５条　放課後児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。

（１）井田川小学校区放課後児童クラブ及び井田川小学校区第二放課後児童クラブ　午後０時３０分から午後５時３０分まで。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあっては午前８時から午後５時３０分まで、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条の規定により亀山市教育委員会が定める日（以下「休業日」という。）にあっては午前７時３０分から午後５時３０分までとする。

（２）亀山東小学校区放課後児童クラブ　午後１時から午後５時３０分まで。ただし、土曜日、祝日法による休日及び休業日にあっては、午前８時から午後５時３０分までとする。

（３）関小学校区放課後児童クラブ　午後１時から午後６時３０分まで。ただし、土曜日及び休業日にあっては、午前８時から午後６時３０分までとする。

２　（略）

（休所日）

第６条　放課後児童クラブの休所日は、次のとおりとする。

（２）学童保育所　　の利用の許可に関する業務

（３）学童保育所　　の維持管理に関する業務

（４）　（略）

（開所時間）

第５条　学童保育所　　の開所時間は、次のとおりとする。

（１）井田川小学校区学童保育所　　及び井田川小学校区第二学童保育所　　午後０時３０分から午後５時３０分まで。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあっては午前８時から午後５時３０分まで、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２９条の規定により亀山市教育委員会が定める日（以下「休業日」という。）にあっては午前７時３０分から午後５時３０分までとする。

（２）亀山東小学校区学童保育所　　午後１時から午後５時３０分まで。ただし、土曜日、祝日法による休日及び休業日にあっては、午前８時から午後５時３０分までとする。

（３）関小学校区学童保育所　　午後１時から午後６時３０分まで。ただし、土曜日及び休業日にあっては、午前８時から午後６時３０分までとする。

２　（略）

（休所日）

第６条　学童保育所　　の休所日は、次のとおりとする。

（１）～（３）　（略）

（４）祝日法による休日（関小学校区放課後児童クラブに限る。）

２　（略）

（対象児童）

第７条　放課後児童クラブを利用することができる児童は、小学校に就学している＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿児童でその保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。

（利用の許可）

第８条　放課後児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第９条　指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、その児童の利用の許可を与えず、若しくは利用の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

（１）及び（２）　（略）

（３）放課後児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

（利用料金）

第１０条　第８条の許可を受けた保護者は、放課後児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。

（１）～（３）　（略）

（４）祝日法による休日（関小学校区学童保育所＿＿＿＿に限る。）

２　（略）

（対象児童）

第７条　学童保育所＿＿＿＿を利用することができる児童は、小学校に就学しているおおむね１０歳未満の児童でその保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。

（利用の許可）

第８条　学童保育所＿＿＿＿を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第９条　指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、その児童の利用の許可を与えず、若しくは利用の許可を取り消し、又は出席を停止することができる。

（１）及び（２）　（略）

（３）学童保育所＿＿＿＿の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用料金）

第１０条　第８条の許可を受けた保護者は、学童保育所＿＿＿＿の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。

２及び３　（略）

別表第１（第２条関係）

名称	位置
井田川小学校区放課後児童クラブ	亀山市みどり町５３番地６
井田川小学校区第二放課後児童クラブ	亀山市みどり町５２番地
亀山東小学校区放課後児童クラブ	亀山市本町一丁目９番９号
関小学校区放課後児童クラブ	亀山市関町木崎８６４番地１

２及び３　（略）

別表第１（第２条関係）

名称	位置	定員
井田川小学校区学童保育所	亀山市みどり町５３番地６	７０人
井田川小学校区第二学童保育所	亀山市みどり町５２番地	７０人
亀山東小学校区学童保育所	亀山市本町一丁目９番９号	４０人
関小学校区学童保育所	亀山市関町木崎８６４番地１	３５人

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第９条第２号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 ２　（略） ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額と	（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第９条第２号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。 ２　（略） ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額と

する。ただし、当該合算額が１６万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、１６万円とする。	する。ただし、当該合算額が１４万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、１４万円とする。
４　第１項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１４万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１４万円とする。	４　第１項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１２万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１２万円とする。
（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）	（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）
第２３条　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第２４条の３６に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。	第２３条　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第２４条の３７第１項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。
２　（略）	２　（略）
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額	第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額

からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５１万円を超える場合には、５１万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１４万円を超える場合には、１４万円）の合算額とする。	からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が５１万円を超える場合には、５１万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１４万円を超える場合には、１４万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１２万円を超える場合には、１２万円）の合算額とする。

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第１（第３条関係）

名称	位置	処理すべき区域
（略）	（略）	（略）
昼生地区処理場	亀山市下庄町３９３１番地	下庄町、中庄町及び三寺町の一部

別表第３（第１３条関係）

区域	新規加入金（１戸当たり）
（略）	（略）
昼生地区処理場の処理区域に属する区域	４３０，０００円

改正前

別表第１（第３条関係）

名称	位置	処理すべき区域
（略）	（略）	（略）

別表第３（第１３条関係）

区域	新規加入金（１戸当たり）
（略）	（略）

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第１（第３条関係）

１　（略）

２　借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成２３年度	井田川駅前住宅	井田川町５９１番地１	中層耐火４階	１０
平成２４年度	井田川駅前住宅	井田川町５９１番地１	中層耐火４階	１０
平成２７年度	野村団地住宅	野村一丁目１０番７－１０１号、１０番７－２０２号、１０番７－２０３号、１０番７－２０５号及び１０番７－３０３号	中層耐火３階	５

改正前

別表第１（第３条関係）

１　（略）

２　借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成２３年度	井田川駅前住宅	井田川町５９１番地１	中層耐火４階	１０
平成２４年度	井田川駅前住宅	井田川町５９１番地１	中層耐火４階	１０

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第２（第３２条・第３４条関係）
<table>
<tr><td>基本料金
（１月につき）</td><td>基本使用水量１立方メートルにつき２，７９７円２０銭</td></tr>
<tr><td>使用料金</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>超過料金</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表第２（第３２条・第３４条関係）
<table>
<tr><td>基本料金
（１月につき）</td><td>基本使用水量１立方メートルにつき３，０７８円</td></tr>
<tr><td>使用料金</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>超過料金</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

亀山市消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（費用弁償）
第１４条　団員には
　、別表第２に定める費用弁償を支給する。
２～４　（略）
別表第２（第１４条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>水火災その他の災害に出動した場合</td><td>１回につき５，０００円</td></tr>
<tr><td>水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合</td><td>１回につき４，０００円</td></tr>
<tr><td>訓練に出動した場合</td><td>１回につき４，０００円</td></tr>
<tr><td>広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）を行った場合</td><td>１回につき４，０００円</td></tr>
<tr><td>研修及び会議に出席した場合</td><td>１回につき３，０００円</td></tr>
</table>
</td><td>
（費用弁償）
第１４条　団員が水火災、警戒又は訓練の職務に従事した場合においては、別表第２に定める費用弁償を支給する。
２～４　（略）
別表第２（第１４条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>水火災</td><td>１回につき４，１００円</td></tr>
<tr><td>訓練</td><td>１回につき４，１００円</td></tr>
<tr><td>警戒</td><td>１回につき４，１００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>